

平成17年4月

防犯のまちづくり



みんながでつくろう安心のまち

自主防犯パトロールマニュアル

埼玉県警察本部
防犯のまちづくり推進室

自主防犯パトロールの目的

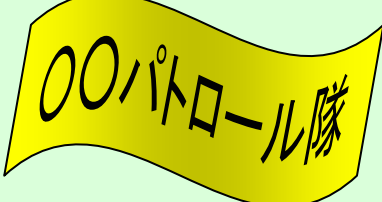
みんなで防犯してます！

地域のみなさんが主体となって安全で安心なまちをつくるため

まず、自らの安全は自ら守るという考えを高めること
犯罪者を寄せつけない地域をつくること
地域住民の連帯感を醸成すること

その結果として、犯罪や事故を未然に防止することにあります。

自主防犯パトロールの始め方

- 仲間を集めましょう！
自治会・町内会・PTAなど地域に居住する人や勤務する人で、パトロールのできる人を集めましょう。
- パトロール隊の名称を決めましょう！

- リーダーを決めましょう！
パトロールを効果的に行うため、推進責任者・副責任者を決めましょう。
- パトロールの方法を決めましょう！
予め、どのような方法(時間帯・区域・班編成など)でパトロールするかを決めましょう。
- 警察からの情報を参考にしましょう！
交番・駐在所などが発信する犯罪発生情報などを参考にしてパトロールしましょう。
- パトロールすることを知らせましょう！
地域の人々へ協力を求めたり、仲間を増やしたりするために回覧板などを利用して、どのようにしてパトロールするかを地域の人に知らせましょう。また、警察にもお知らせください。

自主防犯パトロールの必需品



- 腕章・タスキ・夜光チョッキなど
パトロールしていることを地域のみんなへ知らせるため、「パトロール中」などと記載された腕章などをすると効果的です。
- 懐中電灯
夜間、危険を回避するため。
- 反射テープなど
反射材は目立つので、交通事故防止に役立ちます。
- メモ帳
不安な場所や危険な場所、不審な人や不審な車の特徴などをメモしてください。
- 日誌
注意が必要な場所などの情報を共有するため。



自主防犯パトロールのポイント

- 見せるパトロール
パトロールしていることをみんなに見せることによって、犯罪者が近寄りづらくなり、犯罪が起きにくい環境になります。
- 子どもの行動範囲の警戒
通学路や公園など子どもが多く集まる場所を警戒することで、犯罪者が近づけなくなり、子どもが安心して通学することや遊ぶことができるようになります。
- 把握した情報をみんなに知らせる
パトロールをして把握した情報(危険な場所など)を地図に示した「安全マップ」を作成して配布するなどして、みんなに知らせれば防犯に対する関心が高まり、犯罪や事故の抑止効果が高まります。

自主防犯パトロールの方法

それぞれの地域に合った方法で！

- 継続して行いましょう！
継続して行うことによって、「地域を見守る目」が行き届き、犯罪が起きにくい環境になるからです。
- 可能な範囲で行いましょう！
無理をしないで、可能な時間帯・区域で行うことが継続する秘訣です。仲間を誘って腕章などを付けて、散歩や犬の運動をするだけでも立派な防犯パトロールです。
- パトロールしていることがわかるような服装で行いましょう！
腕章、帽子など目立つ服装で行いましょう。
- 2～3人以上の複数でパトロールしましょう！
複数で行うことによって、防犯に関して気になる多くのことを発見することができます。また、万一の場合に、連携した行動ができます。
- 徒歩で行いましょう！
歩くことによって、自分たちの地域をよく知ることができます。
- 声掛けをしましょう！
犯罪者は、声を掛けられることを嫌がります。出会った人には、積極的に「こんにちは」・「こんばんは」などと挨拶しましょう。また、声を掛け合うことによって、地域の連帯感が生まれます。
- 情報交換をしましょう！
ただパトロールするだけでなく、パトロールを通じて把握した危険な場所などの情報を交換し、防犯のまちづくりに役立てましょう。

自主防犯パトロール員の注意点

○ 交通事故防止！

パトロールの際は、交通ルールを守り、懐中電灯や反射テープなどを活用して、交通事故に遭わないように十分注意しましょう。

○ 危険なことはしない！

他人の家をのぞき込んでいる見知らぬ人など、普段と様子が違うと感じる不審な人や不審な車を発見したり、事件を目撃したら、無理な追跡や危険なことはせず、一人ひとりが役割分担して、不審者の特徴、車のナンバー、逃走方向などをメモして、警察に通報しましょう。

○ プライバシーを尊重しましょう！

誰もが自分の家庭のことは干渉されたくないものです。他人の家庭のプライバシーをみだりに干渉しないよう注意して下さい。

また、活動を通じて他人の家庭のプライバシーを知った時は、不用意にそれをもらさないようにしましょう。

自主防犯パトロールの着眼点

防犯のまちづくり

みんなで犯罪の起こりにくい環境づくりを！

パトロールを通じて、地域の安全を守りながら、自分たち地域の環境について、点検しましょう。

そして、事件や事故が発生する危険性が高いと思われる「危険な場所」を把握して、地域ぐるみで改善していくことが大切です。

- 防犯灯の整備が必要な場所はないか？
暗い道などは、痴漢などが発生する危険性が高くなるからです。
- 通学路に異常はないか？
子どもの安全を守るためには、不審者や不審な車両がないかなど、登下校時間帯や遊戯時間帯に配慮したパトロールが必要です。
- 公園などの遊び場に異常はないか？
子どもが安心して遊べるよう、公園などの遊び場を警戒することが必要です。
夕暮れ時になっても、子どもが遊んでいたら帰宅させましょう。
また、公園の見通しをよくすることも必要です。
- 少年のたまり場となっている場所はないか？
公園や店先など、少年のたまり場となっている場所がどこか把握しましょう。
たまり場から非行が広がっていくからです。
- 廃屋や空き家などに異常はないか？
廃屋や空き家などは、犯罪の温床となったり、少年の溜まり場となったりする危険性が高いので、管理者などへ改善の働きかけをしましょう。

自主防犯パトロール活動計画（例）

項 目	内 容
名 称	地区パトロール隊、 守り隊 など
推進責任者(リーダー) 副責任者(サブリーダー)	自治会長 学校PTA会長 など
従 事 者	地区内に居住又は勤務する有志の方 地区や団体ごとにサブリーダーを置くことにより 計画や連絡などがスムーズに行えます。
パトロールの 時間・区域・班編成	<p>1 時間 例 1班：午後2時～午後3時 2班：午後3時～午後4時 3班：午後4時～午後5時</p> <p>2 区域 例 犯罪の発生状況などに応じて実施 地区を班ごとに分担して実施 登下校時間帯は、通学路を重点的に実施</p> <p>3 班編成 例 一班を3～4名で編成する 班の中でパトロール・リーダーを選定する</p>
計 画 の 策 定	<p>1 推進責任者は、翌月のパトロール計画を策定し、従事者へ計画表を回覧し、従事者ごとにパトロールできる日時を記入してもらう。</p> <p>2 全員の記入終了後、概ね毎月25日までに翌月の計画表を関係者に配布して知らせる。</p>
実 施 要 領	<p>1 原則として、数名で徒歩により実施する。</p> <p>2 パトロールの際は、腕章などを着け、出会った人には、積極的に「声掛け・挨拶」を励行する。 夜間は、反射材やライトを使用する。</p> <p>3 不審者や不審車両は必ずメモする。 事件を目撃した場合は、すぐに110番通報する。</p> <p>4 交通事故には、十分注意する。</p> <p>5 パトロール終了後は、次のパトロール・リーダーに腕章などを引き継ぐ。</p> <p>6 定期的に検討会を開催して、問題点、改善点などを話し合う。 また、警察との情報交換を実施する。</p>
そ の 他	<p>万一に備え、ボランティア保険に加入することも検討しましょう。</p> <p>腕章、懐中電灯などの購入費用を検討しましょう。</p>

これは、一例ですから、ご自分の地域に合った方法を計画してください。

110番の仕組み

110番通報は、埼玉県内のどこからかけても、さいたま市にある埼玉県警察本部通信指令課110番受理台につながります（但し、都県境付近で携帯電話を利用して通報した場合は、隣接都県の警察本部につながることがあります。）。

通報を受けた通信指令課では、警察署やパトロールカーにリアルタイムで無線指令をします。

無線指令を受けたパトロールカーや交番の警察官が、現場へ急行して、犯人の逮捕や事件・事故の処理にあたります。

110番通報するときの重要なポイント

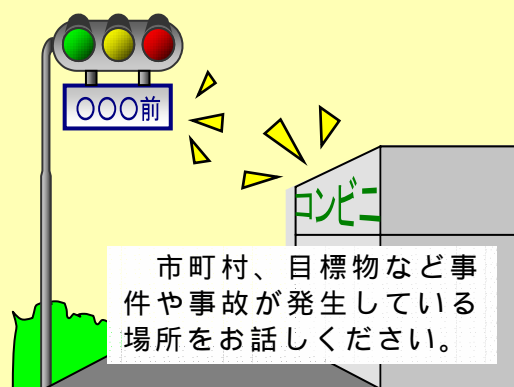
110番通報すると警察官が次の要領でお聞きしますので、あわてず、落ち着いて、はっきりとお話してください。

1 事件ですか、事故ですか？



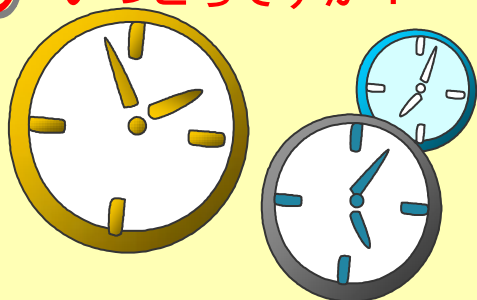
「不審な人がいます」、「交通事故です」など簡単にお話してください。

2 場所はどこですか？



市町村、目標物など事件や事故が発生している場所をお話してください。

3 いつごろですか？



「今から 分位前」、「時 分頃」など、事件や事故の発生がいつ頃なのかをお話してください。

4 犯人を見ましたか？



犯人の年齢、身長や服装などの特徴や逃走方向、乗り物など犯人に関するをお話してください。

5 あなたのお名前、電話番号は？

あなたのお名前、ご住所、ご自宅の電話番号や携帯電話番号を教えてください。

携帯電話で110番通報するときのポイント

1 現在地を確認してください	2 現場から離れないでください	3 移動しながら通報しないでください	4 通報後も電源を切らないでください
--------------------------	---------------------------	------------------------------	------------------------------

身の危険を感じたら、近くの安全な場所で待機してください。

電話をかけながらの運転は禁止されています。必ず安全な場所に停車してから通報してください。

携帯電話による都県境付近からの110番通報は、隣接する警視庁や他県の警察本部の通信指令室につながる場合があります。

みなさんへのお願い ★110番は緊急時の専用電話です！★

110番は緊急時の専用電話です。

緊急ではない、ご相談やお問い合わせで110番通報されると、いつどこで発生するかわからない事件や事故に素早い対応ができなくなります。運転免許証の更新手続き、車庫証明などのお問い合わせは、最寄りの警察署、交番や駐在所へ。

電話でのご相談は、

埼玉県警察相談窓口：#9110 または 048-822-9110

月～金曜日の8:30から17:15まで（土・日・祝日を除く）

にお問い合わせください。

また、言葉や耳の不自由な方は、

メール110番：110ban@mail.police.pref.saitama.jp

または

F A X 110番：フリーダイヤル 0120-264-110

をご利用ください。